

## (仮称) 花畑周辺地域公共交通検討会設置要綱 (案)

### (設置)

第1条 地域住民、足立区及び交通事業者が区民の日常生活における移動の生活利便性向上及び不便解消に資するバス等の運行に必要な事項について、情報共有及び意見交換を活発に行い、バス等の交通手段の導入を進めるため、花畑周辺地域公共交通検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 移動に関する地域の課題及びニーズの把握に関する事項
- (2) バス等の運行経路、便数等に関するバスの運行計画に関する事項
- (3) バス等の運行に関する採算性の検証に関する事項
- (4) バス等の利用促進に係る取組に関する事項
- (5) その他検討会の設置の目的を達成するために必要な事項

### (会員)

第3条 検討会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 町会・自治会から選出された者
- (2) 公共交通の利用に関し、利害関係を有する足立区内の団体の構成員
- (3) 公共交通事業者
- (4) 区職員

### (役員)

第4条 検討会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

### (役員の仕事)

第5条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
- 3 会長及び副会長は、第3条の会員の中から互選により決定する。
- 4 役員の仕事は2年とし、欠員が生じた場合の後任役員の仕事は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会が必要と認めるときは、会員以外の者で専門的知見を有するものその他の関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 会員は、相互の立場を理解し、検討会の目的を達成できるよう努める。

(検討会の公開)

第7条 検討会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、足立区都市建設部交通対策課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

付 則 ( 足 発第 号 令和元年 月 日 ●●決定)

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。